



健康福祉部地域包括ケア推進課
健康福祉部地域共生推進課
電話：082-420-0984(地域包括ケア推進課)
082-420-0932(地域共生推進課)



地域共生社会の実現に向けた新たな取組み

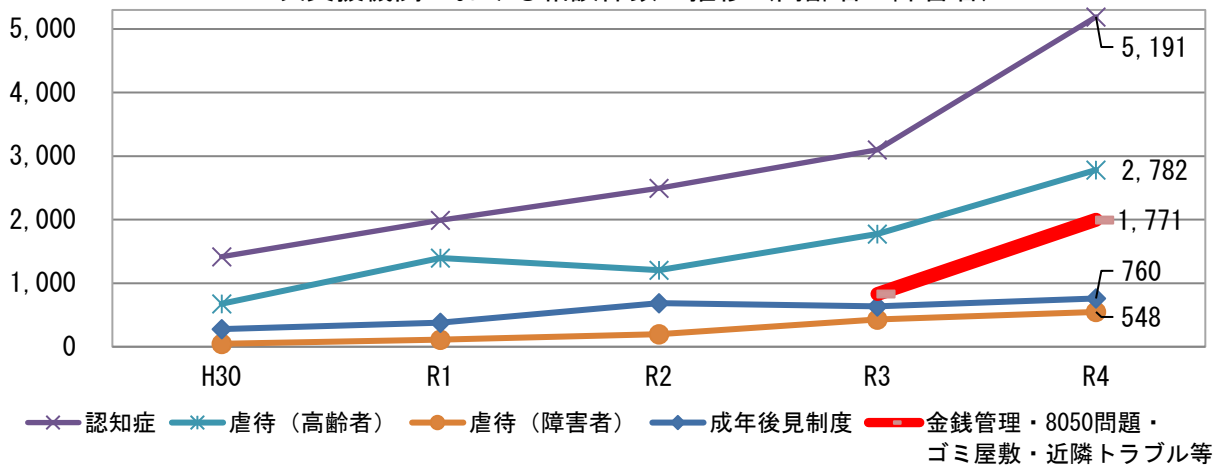
1 権利擁護支援体制の強化

(1) 概要

6月14日に認知症基本法が成立し自治体としての責務が示されたこと、また、4月に設置した「権利擁護ステーション」の本格稼働に向けて準備が整ったことを踏まえ、法律と福祉の接続を図り、高齢者、障害者、児童、生活困窮などの分野を超えて一次支援機関を支える「地域連携ネットワーク推進会議」を立ち上げる。

地域共生社会の実現を目指し、既存の体制では解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の尊厳が維持されるとともに、社会の一員として尊重されるよう権利擁護支援体制の強化を図る。

一次支援機関における相談件数の推移（高齢者・障害者）



※一次支援機関は次のとおり。

【高齢分野】地域包括支援センター、居宅介護支援事業所【障害分野】はあとふる、相談支援事業所【児童分野】はあとふる、スクールソーシャルワーカー、相談支援事業所【生活困窮分野】生活支援センター【全分野】市役所、社協の権利擁護センター、各病院の地域医療連携室

	H30	R1	R2	R3	R4
認知症	1,417	1,989	2,495	3,098	5,191
虐待(高齢者)	677	1,397	1,204	1,773	2,782
虐待(障害者)	47	111	197	428	548
成年後見制度	278	381	688	637	760
金銭管理・8050問題・ゴミ屋敷・近隣トラブル等				800	1,771
合計	2,419	3,878	4,584	6,736	11,052

金銭管理、8050問題など、社会的な課題を背景とする相談が急増(R3からカテゴリーを新たに追加)

(2) 「地域連携ネットワーク推進会議」の立ち上げについて

権利擁護に見識のある専門職として、弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・福祉関係団体から、また、オブザーバーとして家庭裁判所に参加いただく「地域連携ネットワーク推進会議」の立ち上げに向けて、7月31日に準備会を開催する。

この準備会では、本市の現状と課題を共有し、本年度における取組みの方向性について協議を行う。

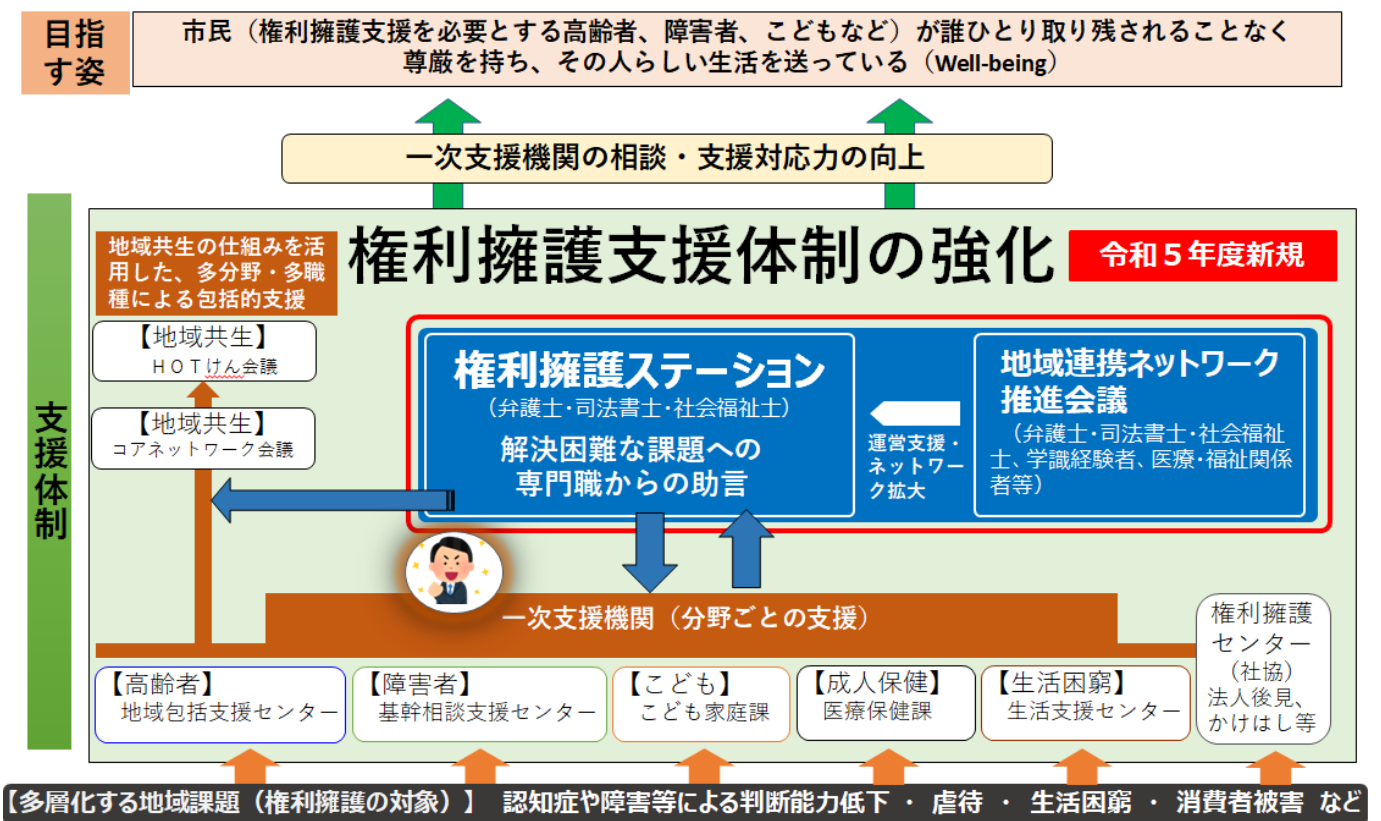
(3) 開催日時・場所

日時：7月31日（月） 17時30分～

場所：東広島イノベーションラボ ミライノ+（東広島市西条岡町10-10 ベに屋ビル1F）

(実施イメージ)

地域共生社会の実現に向けて（権利擁護支援体制の強化）



2 ヤングケアラーの支援に向けた取組み

(1) 概要

地域共生社会の推進を図るため、複合的な課題を抱える世帯への支援策の一つとして、大人に代わって日常的に家事や家族の世話をする、いわゆる「ヤングケアラー」等を対象とするヤングケアラー等サポート事業を実施する。

支援が必要な世帯に対して保健師等が伴走し、協力事業者と連携しつつ、一人ひとりの状況に応じた支援を図ることで、ヤングケアラー等の孤立の解消につなげるとともに、子どもの権利を守る環境を整える。

【参考】国におけるヤングケアラーの実態調査

「世話をしている家族がいる」と回答した割合

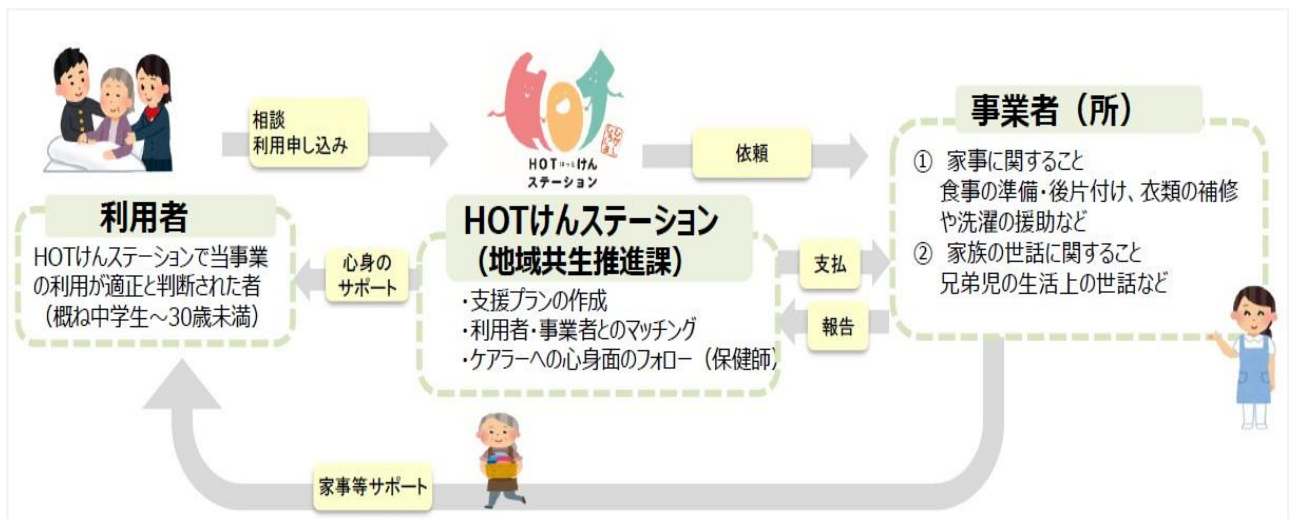
・小学6年生調査…6.5%

・中学2年生調査…5.7%

⇒クラスのうち1～2人はヤングケアラーかもしれないという結果

(2020年から2022年にかけての調査、小学6年生は株式会社日本総合研究所、中学2年生は三菱UFJリサーチ・コンサルティング調べ)

(2) 実施イメージ



※サポーターを派遣するだけでなく、保健師等が世帯に伴走支援していくことで、単なる家事援助に留まらない支援（ヤングケアラーの心的サポート、孤立解消や進路相談など）につなげる。

(3) 支援の概要

- ①サポート内容：食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯援助、清掃、買い物、きょうだいの世話及び遊び相手、きょうだいの送迎（徒歩による）等
- ②利用期間：最長6か月（状況により再申請可）
- ③利用回数：1週間に2回まで、1回あたり1時間30分以内

(4) 協力事業者

東広島市社会福祉協議会、東広島市シルバー人材センター ほか2事業所

(5) 事業開始

7月中に複数世帯で支援が開始できるよう調整中

(6) 利用について

当面、関係機関（生活保護、生活困窮、各小中学校、保育施設等）がすでに把握しているヤングケアラー世帯への支援を実施しつつ、制度のブラッシュアップを図る。

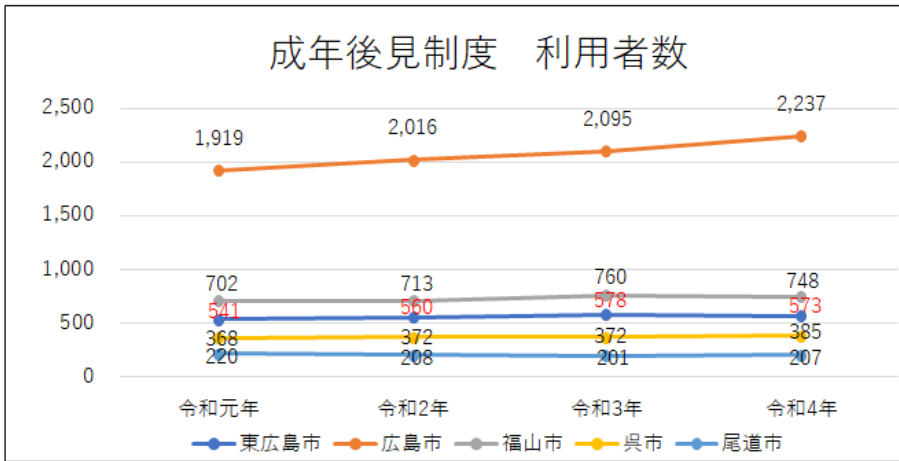
(参考)

1 成年後見制度の利用者数及び年間申立件数の推移

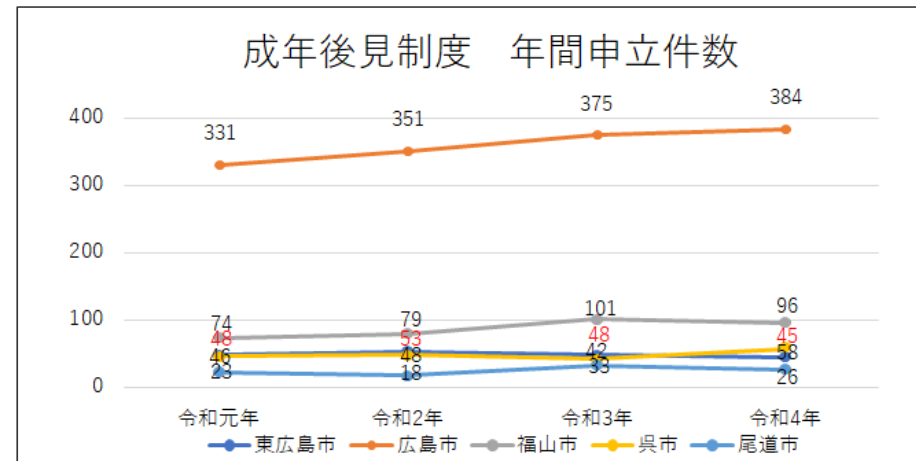
成年後見制度の利用者数及び年間申立件数の推移（東広島市、県内人口上位4市）

成年後見制度の利用開始の主要因である認知症高齢者の患者数は増加傾向にある。2012年に450万人であった患者数は2025年には700万人を突破し、高齢者のうち5人に1人が認知症になると推計されており、制度の活用がより一層進むと考えられている。

広島家庭裁判所が集計している、東広島市と県内人口上位4市の利用者数及び年間申し立て件数の推移にもその傾向が表れている。また、成年後見人の受任者不足が表面化しつつある中で、広島市など、一般市民を対象とする「市民後見人養成講座」を開催する自治体が増えている。



	東広島市	広島市	福山市	呉市	尾道市
令和元年	541	1,919	702	368	220
令和2年	560	2,016	713	372	208
令和3年	578	2,095	760	372	201
令和4年	573	2,237	748	385	207



	東広島市	広島市	福山市	呉市	尾道市
令和元年	48	331	74	46	23
令和2年	53	351	79	48	18
令和3年	48	375	101	42	33
令和4年	45	384	96	58	26

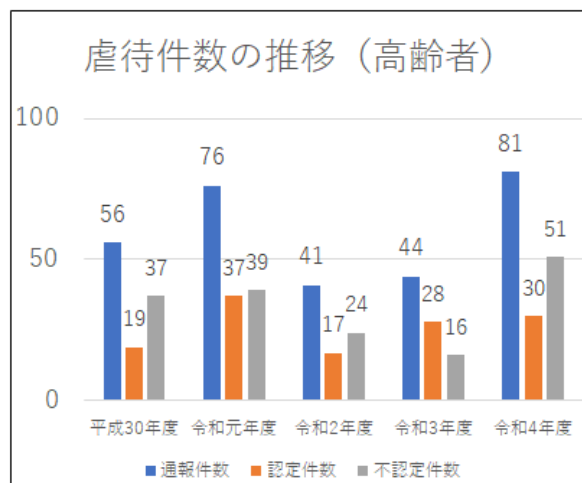
※出典：広島家庭裁判所
※本資料の数値は、広島家庭裁判所管内で管理している本人数を集計したものだが、
自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じる可能性がある。

2 東広島市における虐待件数の推移

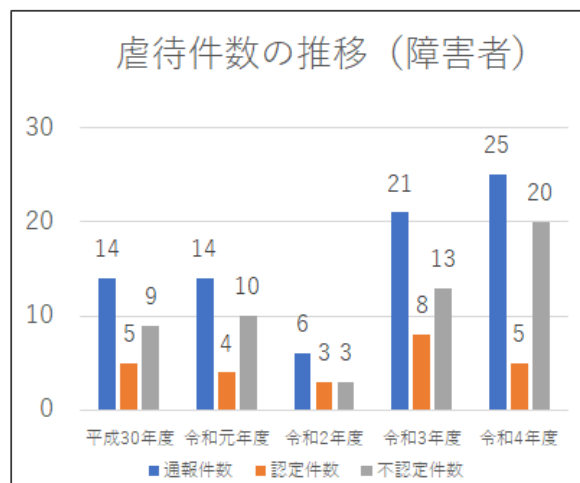
東広島市における虐待件数の推移（高齢者・障害者・児童）

近年、一次支援機関に寄せられる相談件数は増加の一途をたどっている。その要因は様々であるが、課題の解決が困難な事例として挙げられるのが、世帯の中で加害者と被害者が含まれる可能性が高く、速やかな対応が求められる「虐待」に関するもの。

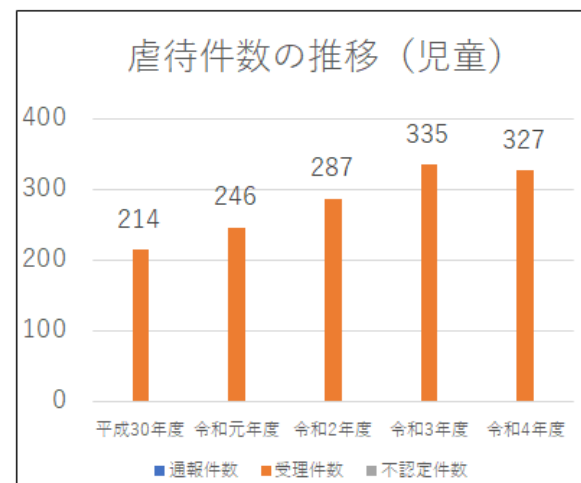
権利擁護の観点から福祉と法律の接続を図り、解決困難な課題を解決することで一次支援機関の負担を軽減するとともに、一次支援機関の相談・支援機能の底上げを図ることで、認定に至らないが課題を抱える対象である可能性の高い「不認定案件」についても支援の輪の拡大を目指す。



	通報件数	認定件数	不認定件数
平成30年度	56	19	37
令和元年度	76	37	39
令和2年度	41	17	24
令和3年度	44	28	16
令和4年度	81	30	51



	通報件数	認定件数	不認定件数
平成30年度	14	5	9
令和元年度	14	4	10
令和2年度	6	3	3
令和3年度	21	8	13
令和4年度	25	5	20

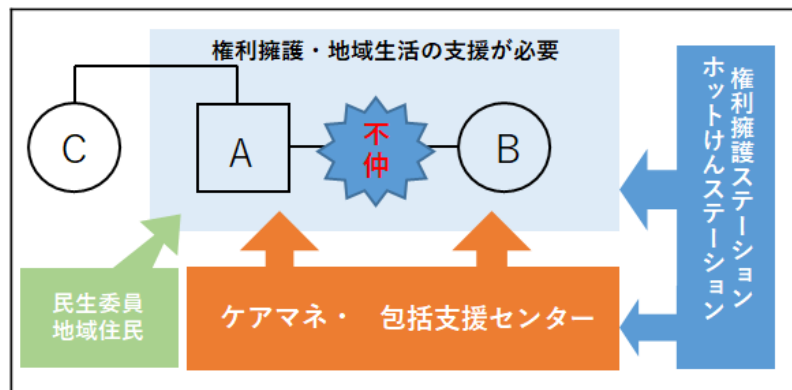


	通報件数	受案件数	不認定件数
平成30年度	—	214	—
令和元年度	—	246	—
令和2年度	—	287	—
令和3年度	—	335	—
令和4年度	—	327	—

※児童は虐待通報全てに即時対応することになっており、高齢・障害と集計方法が異なる。

権利擁護ステーションの取組事例①

【成年後見制度も活用して虐待の発生を未然に防止】



Aさん	70歳代、男性、軽度の認知症あり。身体面は自立。Bさんからの暴力（身体的虐待の疑い）があり、Cさん宅に避難したが、Aさんは自宅にいたいと帰宅し、Bさんとの二人暮らしを再開。Bさんと不仲で自宅内で顔を合わせると口論になるが、一家の生計中心者で金銭管理も行っている。
Bさん	70歳代、女性、中等度の認知症あり。身体面は自立。認知症から日常的な金銭管理ができず、Bさんの年金収入だけでは少なく生活が成り立たないが、自身のその状況を理解できる判断能力がない。Aさんとは不仲だが、顔を合わせなければ口論になることはなく、これまでも自宅内の居場所も階を分けて生活している。
Cさん	60歳代、女性、広島市在住。生活全般自立で、Aさんの受診送迎などの生活支援をしている。Bさんとは不仲で、Bさんが自宅から出ていき、Aさんの一人暮らしを支えていきたいと考えている。

【概要】

虐待認定はされなかったが、生活状況を変えなければ即時に虐待発生の危険性があった世帯に対する権利擁護と地域生活の支援を、地域共生の仕組み（ホットけんステーション）と協働して行った事例。

【課題】

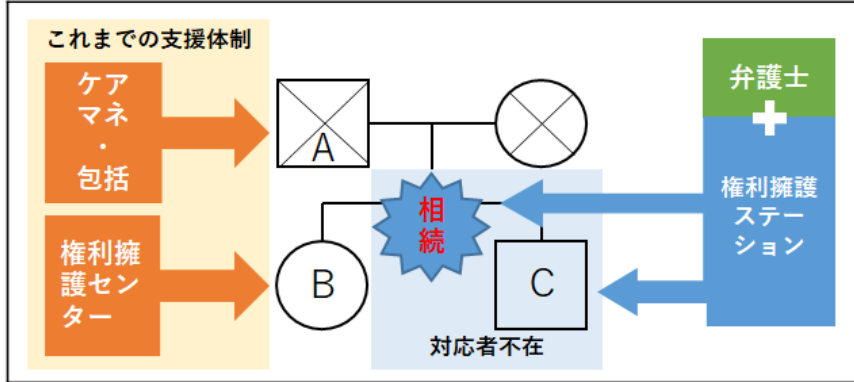
- ①AさんBさんが、これからどこで、どんな生活をしていきたいか、意思の確認が必要。
- ②仮に、AさんBさんが二人暮らしを継続するとして、日中顔を合わせたときに口論になる状況（虐待が起こる危険性がある状況）を変える必要がある。
- ③Cさんに対して、これからもAさんに対する生活支援や、密な見守りを依頼することが必要。
- ④民生委員や近隣の地域住民に対して、AさんBさんを見守ってもらえるよう、働きかけが必要。

権利擁護ステーションの役割（対応）

- ①AさんBさんの意思を、ケアマネ・包括支援センター・ホットけんステーションと確認。ともに、二人暮らしの継続を希望された。認知症が中程度のBさんに対しては、日を変えて意思確認を行ったが、一貫して二人暮らしを希望された。
- ②AさんBさんが顔を合わせる機会を減らすためケアマネと協議し、それぞれにデイサービスの利用を調整。Aさんが月水金、Bさんが火木土日。顔を合わせやすい、それぞれがデイサービスに出かける時間・帰宅する時間にはヘルパーを利用し、鉢合わせないように調整。今後、二人の認知症が進行しても、介護保険サービス等の生活支援に必要な契約行為が適宜・適切に行われるよう、二人とも成年後見制度の申立てを行った。
- ③Cさんに対して、AさんBさんがこれからも二人で暮らしていきたいと思っていること、そのために必要な介護保険サービスの調整をしたことを説明。今後もAさんを中心に、二人の見守りを密にさせていただき、理解していただいた。
- ④AさんBさんが虐待などなく、安心して地域で生活していくためには、介護保険やCさんの支援とともに、民生委員を中心とした地域住民の見守りや声掛けが必要であり、その働きかけを、地域生活支援の専門職であるホットけんステーション（地域共生の仕組み）と協働することにより、スムーズに進めることができ、見守り声掛け体制を構築することができた。

権利擁護ステーションの取組事例②

【相続により世帯に複合的な課題が発生】



Aさん	90歳代、男性、R5年4月下旬に死亡。法定相続人はBさん、Cさんの二人。相続対象物は、ローンで購入したアパートとその土地のみだが資産価値高い。固定資産税の未納が数百万円単位である。
Bさん (相談者)	40歳代、女性、療育手帳B、日常的な金銭管理に不安を感じ社協のかけはし利用中。夫と子供あり同居中だが二人とも障害者で支援が必要な状態。Cさんとの仲は良く、これまでもCさんの助けで生活しており、Cさんとの関係が崩れることは望んでいない。
Cさん	40歳代、男性、刑事事件での逮捕歴や家族への経済的虐待の疑いあり。Aさんの相続物件を管理しており、Bさんに対して「相続しても負債ばかりでプラスはない。自分はAさんの物を遺したいからマイナスになっても相続する。Bさんは相続放棄した方がよい。担当税理士もそう言っている。」と説明している。

【概要】

家族への経済的虐待の疑いがあり、介護サービスや障害福祉サービスで個別に支援していた世帯に相続が発生し、世帯全体への支援が滞っていたケースについて、権利擁護ステーションの支援で解決につながったもの。

【課題】

- ①CさんがBさんに行った「相続しても負債ばかり」という説明について、事実関係の確認が必要。
- ②Bさんは、Cさんからの説明を聞いても、この相続で自分が得をするのか損をするのか一人では判断できない。Bさんがその判断をするためのわかりやすい説明が必要。
- ③現支援者が自らの責任を果たしているか、また、新たな行為によって注意義務違反等に問われることがないか、法的な面から確認が必要。
- ④Bさんにとって最適な権利擁護の支援とは。財産の保全を優先するのか今後の生活を優先するのか、Bさんの判断をサポートする者が必要。

権利擁護ステーションの役割（対応）

※以下、弁護士に対応方法を相談し助言をもとに行った支援(法的支援)

- ①権利擁護ステーションからCさんに事実を確認。CさんがBさんに行った相続に関する説明の確認と税理士の存在について聴き取り、不合理な点がないことを確認。
- ②権利擁護ステーションからBさんに相続に関する意思の確認を行うため、相続のメリットとデメリットを説明し、Bさんが判断しやすいようにサポートを行った。結果「お金より、これからもCさんに頼って生きていきたいからCさんに任せたい」と、明確な意思表示があった。この思いをCさんに伝え、今後もBさんに対する生活支援が続くことを確認した。
- ③現支援者に対し「Bさんに対する適切な支援が行われなかったことを理由として、相続場面で不利になることを知りながら何もしなかった」という注意義務違反に問われないよう、現支援者が果たすべき責任の範囲を権利擁護ステーションが明確にし、過度の負担を負わなくてよい状況を整えた。
- ④権利擁護は、何を大切にすることで護るものが大きく変わるが、その判断材料は唯一、本人（Bさん）の思いの中にあり、権利擁護ステーションはその思いを正しく引き出す支援者として対応した。